

# 令和8年度戸隠支所発地域力向上支援金事業募集要項

長野市地域・市民生活部 戸隠支所

## 1 主 旨

戸隠支所では、地域の活力を高めるために、次のとおり「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

## 2 交付対象者

戸隠支所管内に居住する者又は戸隠支所管内の事業所に勤務する者を構成員に含む地区内で地域の活性化及び課題の解決に向けた活動をしている団体又は当該活動をしようとする団体（グループ）

## 3 交付対象事業

- (1) 地域住民の保健及び福祉の充実を目的とする次に掲げる事業
  - ア 地域の高齢者等の支援を目的とした事業
  - イ 地域住民の食生活の改善や健康の保持を目的とした事業
  - ウ 地域の福祉の向上を目的とした事業
- (2) 地域住民の教育及び文化の振興を目的とする次に掲げる事業
  - ア 地域住民の教養や技能の向上を目的とした学習の場を提供する事業
  - イ 地域の伝統を守り、後継者の養成を進める事業
  - ウ 地域の青少年の健全育成を目的とした事業
- (3) 地域の安全及び安心の実現を目的とする次に掲げる事業
  - ア 地域住民への安全意識の啓発や広報等を行なう事業
  - イ 地域の安全を守るためのパトロール等を行う事業
  - ウ 地域の安全安心を進める団体等の活動を支援する事業
- (4) 地域の環境の保全及び景観の形成を目的とする次に掲げる事業
  - ア 地域の環境美化を行う事業
  - イ 地域の景観の維持保全を進める事業
  - ウ 地域住民への美化啓発、環境意識の啓発を行う事業
- (5) その他地域の活性化及び課題の解決に資する事業
  - ア 地域内での産業振興、雇用確保を図る事業
  - イ 地域資源を活用した特産物の振興を図る事業
  - ウ 地域の農林資源を守り、地域の振興を目指す事業

## 4 交付対象外事業

- (1) 宗教的活動又は政治的活動に関するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

## 5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外の経費を控除した経費

### 【交付対象外の経費】

- (1) 国、市、他の地方公共団体及びそれらの外郭団体並びに民間団体で行っている他の補助金等の交付を受ける経費
- (2) 翌年度から継続して2年を超えない事業に用いる物品（備品相当：税別3万円以上のものに限る。）の購入に要する経費
- (3) 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費
- (4) 交付対象者の構成員による会合の飲食費
- (5) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (6) その他適当でないと認められる経費

## 6 支援金の交付額

- (1) 交付率 10/10以内
- (2) 交付限度額 1事業当たり、原則として50万円

## 7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に、「事業計画書（申込書）（基準様式第1号）」を戸隠支所に提出してください。  
なお、必要に応じて追加書類の提出をしていただく場合があります。
- (2) 募集期間 令和8年3月2日～令和8年3月31日

## 8 選考方法等

- (1) 次の委員による選考委員会の選考に基づき、交付対象事業を決定します。  
支所長、戸隠地区住民自治協議会長・副会長・事務局長、戸隠公民館長
- (2) 事業の選考基準は、次のとおりです。
  - ア 事業の必要性（地域にとっての必要性）
  - イ 費用の適正性（費用負担、積算方法の適正性）
  - ウ 事業の効果（受益者の対象範囲、事業実施による成果、解決できる課題）
  - エ 事業の将来性（事業終了後の自立と発展）
  - オ 新規事業を優先するものとしますが、継続事業も事業の継続性、前年度の成果が認められるものは選考対象とします。
  - カ その他必要な事項
- (3) 選考委員会は、令和8年4月中に開催し、選考結果は、令和8年4月30日までに応募団体へ通知します。
- (4) 交付対象事業は、令和9年3月31日までに完了するものとします。
- (5) 事業が完了したときは、「事業実績報告書」を事業の完了した日から15日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出するものとします。

## 9 交付対象事業及び事業評価の公表

(1) 交付対象となった事業、団体名等は、市ホームページ、戸隠地区住民自治協議会だより等でお知らせします。

(2) 交付申請者は、事業の完了後、選考委員会の助言の対応も含め事業評価を行い、「事業実施報告書（自己評価）（基準様式第2号）」を提出するものとします。

また、「事業実施報告書（自己評価）」の提出後、支所長が次年度以降の活動の助言も含め事業評価を行った上で、市ホームページ等で公表します。

## 10 その他

新年度予算は市議会の議決を経て成立するため、募集の内容につきまして、変更等を行う場合があります。

## 【交付対象事業の例】

### （保健福祉の充実）

#### ●まちかどふれあい・休憩スポット整備事業

高齢者がひと休みできる場所を整備し、街に出かけることで活性化を図る（借用スペースの発掘、間伐材を使ったいすの製作と配置）。

#### ●頑張る子育て応援事業

地域全体で子育てを支援する環境を整え、安心して子育て出来る地域づくり、地域公民館整備を進める。

### （教育文化の振興）

#### ●地域文化の伝承・世代間交流事業

地域に伝わる行事や史跡の伝承・保存、昔の道具づくりや遊びなどを通じ、世代間交流を図る。

### （安全安心の実現）

#### ●地域子ども見守り事業

子どもが安全に活動できるように、地区内の危険箇所等のマップ作成や危険防止グッズを配布する。また、意識啓発を図るための交流会・研修会を開催する。

#### ●貸出用電動除雪機の配備事業

高齢者が安全かつ簡単に除雪できる電動式小型除雪機を配備し、希望者に貸出すシステムを構築する。

### （環境保全・景観形成）

#### ●桜の里整備事業

地区内へ桜を植樹し、桜の並木街道を造る。

#### ●学生と共に進める新たなふるさとづくり事業

地域に就学する学生などと一緒に、森林整備や公園・公共施設整備をする中で、愛着ある新たなふるさとづくりを進める。

### （その他地域活性化）

#### ●新たな地域活動団体への活動費の助成

地域の特性や特産物を生かそうとする有志団体を支援する。

#### ●各地域で実施のイベント・スポーツ大会等への助成

メモリアル化（記念行事）し支援する。など